

兵庫県公報

平成30年5月15日 火曜日 第3002号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成30年度消防設備士試験の実施（消防課）	1
公 告	
○大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（都市計画課）	3

告 示

兵庫県告示第486号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を、一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成30年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

(1) 第1回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
平成30年 8月4日（土）	午前	乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前10時00分から 午前11時45分まで
	午後	甲種第4類	午後1時00分から 午後4時15分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時00分から 午後2時45分まで
同月5日（日）	午前	甲種特類	午前9時30分から 午後0時15分まで
		甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午前9時30分から 午後0時45分まで

(2) 第2回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
平成30年 12月23日（日）	午前	甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午前9時00分から 午後0時15分まで
		乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前10時30分から 午後0時15分まで
	午後	甲種第4類	午後1時30分から 午後4時45分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時30分から 午後3時15分まで

(注意) 第1回及び第2回とも同一時間帯で2種類以上の受験はできない。ただし、電気工事士の資格を有することにより試験の一部免除を受ける者に限り、甲種第4類と乙種第7類、あるいは乙種第4類と乙種第7類との複数受験ができる。都合により試験場所・試験時間帯等変更になる場合がある。

2 試験場所

- (1) 第1回
神戸村野工業高等学校 神戸市長田区五番町8丁目5番地
- (2) 第2回
姫路獨協大学 姫路市上大野7丁目2番1号

3 試験方法

消防法第17条の8第1項に規定する試験を行う。

- (1) 筆記試験
消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の10第2項各号に掲げる科目について試験を行う。
- (2) 実技試験
消防用設備等の設置及び維持に必要な技能について記述式にて行う。

4 受験資格

- (1) 甲種特類
消防法施行規則第33条の8第2項の規定に該当する者
- (2) 甲種
消防法第17条の8第4項の規定に該当する者
- (3) 乙種
受験資格は問わない。

5 受験手続

- (1) 書面による受験手続
受験願書に必要な書類をそろえ、(5)のとおり受付期間中に受付場所へ持参し、又は簡易書留郵便等の送達確認可能な方法で送付する。
- (2) 電子申請による受験手続
一般財団法人消防試験研究センターのホームページ(<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>)から必要事項等の入力を行い送信する。
ただし、受験資格及び科目免除資格の内容により電子申請できない場合がある。
- (3) 資格証明書類
 - ア 甲種消防設備士試験受験者
受験資格を有することを証明する書類
 - イ 試験科目免除者
消防法施行規則第33条の11第1項から第6項までに該当することを証明する書類
- (4) 受験願書の配布場所及び配布期日
次の場所で受付1箇月前頃より配布する。
県下各消防本部、県下各県民局、県民センター、姫路市役所家島事務所、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部
- (5) 受付期間及び受付場所
 - ア 第1回
 - (7) 書面申請
 - a 受付期間
平成30年6月15日(金)から同月28日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
 - b 申請方法
持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
郵送の場合は、簡易書留等の送達確認可能な方法で送付すること(受付最終日消印有効)。
なお、記載内容及び提出書類に不備がある場合は受理しない。
 - c 申請先
一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部
 - (8) 電子申請

- a 受付期間
平成30年 6月12日（火）午前 9時から同月25日（月）午後 5時まで（24時間対応）
- b 申請方法
一般財団法人消防試験研究センターのホームページ（<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>）から申請に必要な事項等の入力を行い送信する。
ただし、受験資格及び試験科目免除資格の内容により電子申請できない場合がある。

イ 第 2 回

(7) 書面申請

- a 受付期間
平成30年10月18日（木）から同月26日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- b 申請方法
第 1 回に同じ。
- c 申請先
第 1 回に同じ。

(4) 電子申請

- a 受付期間
平成30年10月15日（月）午前 9時から同月23日（火）午後 5時まで（24時間対応）
- b 申請方法
第 1 回に同じ。

(6) 手数料

- ア 甲種特類 5,700円
- イ 甲種 5,700円
- ウ 乙種 3,800円

指定の用紙で郵便局窓口で払込のうえ「振替払込受付証明書」（受験願書添付用）を受験願書に貼付すること。

なお、受験願書受付後は原則として返還は認めない。

6 合格者の発表

第 1 回は平成30年 9月 7日頃、第 2 回は平成31年 1月31日頃に一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に掲示するとともに受験者全員に郵便で通知する。また、発表日の当日の正午から合格者の受験番号を一般財団法人消防試験研究センターのホームページに掲載する。

7 問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部
〒650-0024 神戸市中央区海岸通 3 番地 シップ神戸海岸ビル14階
電話 (078) 385-5799
一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室（電子申請の場合）
電話 (0570) 07-1000

公 告

大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見及び同条第 2 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) 万代仁川店
所在地 宝塚市仁川北一丁目46番 1 ほか
- 2 同法第 8 条第 1 項の規定により宝塚市から聴取した意見の概要
 - (1) 周辺交通状況に係る事項

計画地は阪神競馬場に近接しており、競馬開催時には平時とは異なる交通状況となるため、開店後の交

通状況の予測を行う際には、その影響や対策等を検討されたい。

(2) 騒音等対策に係る事項

ア 特に夜間において、設備音及び作業音について、作業者への騒音意識の徹底に努められたい。

イ 自動車走行音について、駐車場内での不必要なアイドリングの防止を呼びかけるとともに、円滑な場内走行等を図られたい。

ウ 計画店舗の建築や営業に伴い、周辺から騒音等の苦情が寄せられた場合には、対応されたい。

(3) 市道への安全対策に係る事項

市道に面して計画している駐車場出入口に交通整理員を配置する等により、歩道利用者が安全に通行できるように配慮されたい。

3 同法第8条第2項の規定により住民等から述べられた意見の概要

意見提出者名	意見の概要
和田 康 弘	<p>当該届出店舗は、県道宝塚西宮線（114号線）と市道1号線が合流する地点（仁川北1丁目交差点）に隣接して計画されている。</p> <p>当該地点は、阪神競馬開催日の午後4時から午後6時までの間は、徐行でしか運転ができず、駐車場収容台数が147台の店舗ができれば、買物時でもあるその時間帯は、更なる渋滞を引き起こすものと予想される。</p> <p>これにより、一方通行規制を受けている市道1号線沿道の住民車輛の通行は、困難を極めると思われる。</p> <p>計画を取りやめることができないのであれば、競馬開催日に関しては、警備員の交通整理ではなく、警察官を配置する位の処置が必要だと考える（現在においても、競馬終了直後については、競馬場駐輪場から仁川北1丁目交差点へ向かう原動機付自転車の危険な運転が散見される。）。</p> <p>宝塚市及び西宮市は、仁川北一丁目交差点付近に、もう1つ橋を架けるべきと考える。</p>

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年5月15日から1月間